

育児休業中の保育について

育児休業の取得を予定している保護者の皆様へのお知らせ

現在、保育園・認定子ども園等を利用中のお子さんが育児休業取得後も引き続き利用を希望する場合、支給認定の変更手続きが必要となりますので、下記のとおりお手続きいただきますようお願いいたします。

1 申請に必要な書類

- 教育・保育給付支給認定変更申請書
- 支給認定証
- 育児休業申立書（※自営業の方も育児休業扱いができます）
- 育児休業期間を証明する書類（就労証明書等）（※自営業の方は不要）

2 提出期限

出産日から50日以内

3 提出先

利用している保育園・認定子ども園等のある区の子ども家庭課

4 注意事項

☞利用時間

育児休業中の保育園・認定子ども園等の利用時間は、『短時間認定』（利用時間8時間）となります。

☞支給認定有効期限及び施設利用可能期間

生まれたお子さんが満1歳（誕生日の前日）になる月の月末までとなります（育児休業が満1歳になる月よりも前の月で終了となる場合には、その月の月末までとなります。）

例：4月1日誕生日のお子さん ⇒ 満1歳になるのは3月31日 ⇒ 利用できるのは3月末まで

※育児休業の延長等、翌月以降も継続利用が可能となる場合がございます。

利用している保育園・認定子ども園等のある区の子ども家庭課にご相談ください。

5 育児休業明けの再入所

○育児休業取得時に上のお子さんが退所した場合、育児休業明けで保育園・認定子ども園等の入所を希望される時は、生まれたお子さんも含め入所選考は優先での取扱いとなります。

○園の状況（定員に空きがない等）により、入所できない場合もありますのでご了承ください。

○一度退所していただいた上のお子さんの申込みがない場合、生まれたお子さんの入所選考は優先での取扱いとはなりませんのでご注意ください。

～申請は各区子ども家庭課へ～

中央保健福祉センター 子ども家庭課 〒260-8511 中央区中央4-5-1 ☎043 (221) 2172	花見川保健福祉センター 子ども家庭課 〒262-8510 花見川区瑞穂1-1 ☎043 (275) 6421	稲毛保健福祉センター 子ども家庭課 〒263-8550 稲毛区穴川4-12-4 ☎043 (284) 6137	若葉保健福祉センター 子ども家庭課 〒264-8550 若葉区貝塚2-19-1 ☎043 (233) 8150	緑保健福祉センター 子ども家庭課 〒266-8550 緑区鎌取町226-1 ☎043 (292) 8137	美浜保健福祉センター 子ども家庭課 〒261-8581 美浜区真砂5-15-2 ☎043 (270) 3150
--	--	---	---	---	---